

＜簡易水道＞

簡易水道事業は、豊かで健康的な生活をするために良質な水道水を安定的に供給することを目的とした事業です。健全で安定的な経営のために水道料金を改定します。

(改定前)		単位：円	(改定後)		単位：円
基本料金（税込み） 10㎡まで	超過料金（税込み） 1㎡あたり		基本料金（税込み） 10㎡まで	超過料金（税込み） 1㎡あたり	
1,720	172	➡	1,760	176	

改定後の簡易水道料金は、いつから適用されるの？

水道メーターの検針は月初めに行っています。
今回の改定では、下表のとおり11月の検針（10月使用）分から新料金となります。

8月	9月	10月	11月	12月	1月
検針	検針	検針	検針	検針	検針
前	改定前料金	改定前料金	改定後料金	改定後料金	改定後料金

新簡易水道料金早見表（一般家庭 口径13mm使用の場合）

使用水量	基本料金	超過料金	メーター使用料	合計	使用水量	基本料金	超過料金	メーター使用料	合計
10	1,760	0	50	1,810	21	1,760	1,936	50	3,740
11	1,760	176	50	1,980	22	1,760	2,112	50	3,920
12	1,760	352	50	2,160	23	1,760	2,288	50	4,090
13	1,760	528	50	2,330	24	1,760	2,464	50	4,270
14	1,760	706	50	2,510	25	1,760	2,640	50	4,450
15	1,760	880	50	2,690	26	1,760	2,816	50	4,620
16	1,760	1,056	50	2,860	27	1,760	2,992	50	4,800
17	1,760	1,232	50	3,040	28	1,760	3,168	50	4,970
18	1,760	1,408	50	3,210	29	1,760	3,344	50	5,150
19	1,760	1,584	50	3,390	30	1,760	3,520	50	5,330
20	1,760	1,760	50	3,570	※30㎡を超える料金はお問い合わせください。				

- ・一般家庭および営業所で20mm以上を使用の場合はメーター使用料が異なります。
- ・料金表の各単価は消費税および地方消費税（税率10%）相当額を含みます。
- ・使用料金は、基本料金、超過料金、メーター使用料の合計額（10円未満切り捨て）となります。
- ・この料金表は、改正条例の施行日（10月1日）から適用されます。



10月使用分から
下水道・浄化槽・
簡易水道料金が変わります

10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられるのに伴い、下水道・浄化槽・簡易水道使用料の改定を行います。厳しい社会情勢の中での負担増となりますが、事業の健全経営のために必要な今回の改定に、使用者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 本庁 建設課 上下水道係 ☎0968・86・5726

＜下水道・浄化槽＞

下水道および浄化槽は、家庭などから出る汚水を集め衛生的に処理することで私たちの生活環境や自然を守る重要な施設です。事業を運営するための主な財源は、下水道施設および町管理浄化槽を利用されている皆さまからご負担いただく使用料です。和水町では、和水町下水道等運営審議会の答申内容を尊重し、条例の改正（9月議会上程）を行い、10月1日の使用分から総額で2%の増額改定をしました。

下水道および町管理浄化槽使用料金表（税込み）

1 一般世帯				単位：円
世帯人員	現行使用料	改定使用料	増 額	
1人	2,160	2,200	40	
2人	3,240	3,300	60	
3人	4,320	4,400	80	
4人	4,860	4,950	90	
5人	5,400	5,500	100	
6人	5,940	6,050	110	
7人以上	6,480	6,600	120	
2世帯住宅	7,560	7,700	140	
集落公民館100世帯以下	3,240	3,300	60	
集落公民館100世帯以上	4,320	4,400	80	

2 一般世帯以外

【下水道】

(改定前)			単位：円	(改定後)			単位：円
基本料	人数割／月 (1人当たり)	算定所人員		基本料	人数割／月 (1人当たり)	算定所人員	
1,540	720	7人までは左記金額に人数を乗じた金額 8人目からは1人につき250円を乗じた額を加算	➡	1,570	730	7人までは左記金額に人数を乗じた金額 8人目からは1人につき250円を乗じた額を加算	

水量計算（改定前）

基本料	使用料／㎡	備 考
3,240	129	事業所で全て簡易水道を使用する場合

水量計算（改定後）

基本料	使用料／㎡	備 考
3,300	132	事業所で全て簡易水道を使用する場合

【町管理浄化槽】

一般世帯以外の使用料も現行から2%増額した使用料になります。